

基準検針日

託送供給等約款の26 検針日に定める「検針の基準となる日」は、受電地点または供給地点の属する検針区域（検針回数）に応じて、以下のとおりです。

高圧の500kW未満の接続送電サービスにおいて「分散検針」を希望される場合、原則、以下の基準検針日が計量日となります。

検針回数	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17
基準検針日	1	2	3	4	5	8	9	10	11	12	15	16	17	18	19	22	23